

お客さまへ

## 預金規定等への暴力団排除条項の導入について

当金庫では暴力団、暴力団員をはじめとする反社会的勢力との関係遮断のための取組みを推進しており、各種預金規定や貸金庫規定等に「暴力団排除条項」を導入いたしました。

### 導入の目的

平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、金融機関としての社会的使命を果たすために導入したものです。

### 実施内容

- ① 普通預金・当座預金をはじめとする各種預金規定、貸金庫規定に「暴力団排除条項」を盛り込みました。
- ② 各種預金、貸金庫等のお取引開始の際に、お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明・確約していただくことといたしました。
- ③ お取引開始後に、表明・確約いただいた内容に虚偽の申告がありました場合には、お取引を停止または解約させていただきます。
- ④ すでにお取引いただいているお客さまにおかれましても「反社会的勢力」と判明した場合には、お取引の停止または解約の対象とさせていただきます。

当金庫は、今後も反社会的勢力との関係遮断に向けて取組んでまいりますので、お客さまにはこの取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。